時事新報

舊藩主華族の舊封土に歸るは正に今日にあり

我政府にては明治の初年廢藩置縣に次で舊藩主を東京に召集し其儘之れを留め置きて故らく其舊封土に歸ることを許さゞりしが是れは當時の事情に於て人心未だ定まらず藩主の其封土に躊躇するは政略上事宜に適せずとの考に出でたるものなる可んも如何にも尤千萬の義なりと雖ども時勢の一變今日に至りては固より左る心配を要せる筈なく舊藩主華族の一身上の都合より云ふも又各地方の人の感情より云ふも華族諸君が今に及んで其舊封土に歸住するは事の便宜に適したるものなる可しとは我輩の宿論として折りに觸れて之を論ずることも猶懸せざる所なり今諸君の都合の爲めに謀れば東京に在りては車馬第宅其觀を張らざる可らざるは勿論同族上流の交際繁多なるに從ひ來往應酬年々其冗費も容易ならずして本來家の裕ならざるものは所謂交際倒れの厄運に逢ふの例もあり或は其家人子弟が時に都會奢靡の風に吹かれて名教外に飄逸するの恐もなきにあらず旁々以て東京は華族安宅の地に非ざるなり又各地方の人の爲めに謀れば舊藩主華族の歸住は從來君臣の關係ありし人々の交誼團結を媒して人心を一和するの効あるのみならず華族の生計大小各異なれども是まで東京に居て年々幾千幾萬圓を消費したる其金を舊領地に散ずるときは今の不景氣なる田舍に於て幾分か貧窮士民の潤ともなるべく或は其華族が有志有福の人にして殖産興業等を奬勵するの場合もあらば其位地名望の然らしむる所、或は一地方の率先者と爲り保護者と爲るの便利もあるべく或は今より幾年の後內地雜居の場合を想像せんに各地方到る處貧草窮木の雜然たる其中に西洋百尺の搖錢樹を移して其蔓延枝連に任ずるときは我草木は其蔭に蔽はれて國土の雨露に霑ふこと能はざるの恐なきに非ず此時に當りて地方人民の所望する所は我に亭々たる喬木ありて西洋の搖錢樹に頡頏し其枝葉の獨り跋扈するを防ぐに在るのみ即ち有志有福の華族が其地方に住居するあれば地方人民は內地雜居外國人の追々侵入し來るに當りて頼んで以て其生存を謀ることを得べしと信じ幾分か心を安んずるの便りとなる可し左れば舊藩主華族の爲めに謀るも又其舊封土の人民の爲めに謀るも華族諸君が東京を去りて各々地方に歸住するは一擧兩得の策なる可しと信ずるなり

以上陳述する所は誠に普通の事理にして讀者の能く知る所ならんなれども我輩が爰に差迫りて舊藩主諸君に舊封土へ歸住することを勸告する所のものは他に非ず近來我政府にて明治の功臣幾十名を擢拔して新に之を華族に列しゝる其主意は果して何の邊に在るや我輩未だ之を確知すること能はざれども漫然たる江湖の人の噂する所に據れば明治廿三年國會を開設するに當り政府は此新華族を以て上院議員の一部分に充るの見込ならんと云ふ果して然らんには我政府にては彼の英國上院の例に倣ひ新舊華族を以て我上院を組織するの底意なりと斷定せざるを得ず斯くて舊藩主華族諸君も上院議員の一部分を占むるの都合なる可しとすれば何は扨て置き先づ全國各地方の實況を審かにせざる可らず從來英國の例を案ずるに上院議員の或る部分は所謂倫敦季節のすぐるを待て各地方に漫遊し或は其領土に歸りて置酒高會努めて地方人民を款待し其娛樂を事とするが如[illegible]く地方人に交際して隔意なく談笑する其[illegible]人々の事情を[illegible]は其歡心を買ふて我が[illegible]する等政治上の觀察と[illegible]今日議院に出席して意見を[illegible]ても[illegible]に適中して迂濶の譏を免るゝこと多しと云ふ國事の實際を察し民情の急處を審かにするは立法論政家の要務にして尋常一夕の能く辨ずる所に非ざれば舊藩主華族諸君にして追て席を上院に占めんとするの豫想もあらば今に及んで此要務を講ずるの覺悟ある肝要なるべし事此に至りて諸君の東京に住するは果して此目的を達するの道なるか歐吹海裏民情を察し實務を講ずるに由なきは今更我輩の贅言を待たざるが故に諸君は今より速に其舊封土に歸り地方の事情を熟考して多年政論の參考に供し殖産興業實務の衝に當りて其經歷の才を磨し追て國事の大任を負擔するに臨んで天晴れ祖先の令名に背かざるの決心あらんと我輩の今日に渇望する所なり

官報

○勅令

朕帝國ト朝鮮國トノ間ニ於ケル漂民經費償還法ノ改正ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十年六月三日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵井上馨

勅令第二十一號

一帝國ト朝鮮國トノ間ニ於テ此國政府ニテ彼國漂民ヲ救護辦送シ衣食ヲ給與シ傷病ヲ醫治シ屍身ヲ埋葬スルカ爲メニ出ス所ノ諸費用ハ彼國政府ヨリ實費ヲ計算シテ償還ス可シ

一船隻ヲ救護シ貨物ヲ打撈スルノ費用ハ原主ヨリ償還シ相互ニ其政府ニ向テ請求スルヲ得ス

○海軍省訓令第六十二號

海軍一般

新艦ニ命名セラル、コト左ノ如シ

但命名式相濟マテノ間ハ假名ト心得ヘシ

明治二十年六月六日　海軍大臣子爵樺山資紀

第一海防艦	佛國に於て建造	嚴島(イツクシマ)
第二海防艦	同上	松島(マツシマ)
第三海防艦	橫須賀造船所に於て建造	橋立(ハシダテ)
第一報知艦	同上	八重山(ヤヘヤマ)
第二報知艦	計畫中	千嶋(チシマ)
風帆練習艦	小野濱造船所に於て建造	滿珠(マンジユ)
同	同上	干珠(カンジユ)

○新聞發行停止　島根縣に於て去る三日發行の山陰新聞第八百四十四號は治安を害するものと認め自今發行を停止せり

○軍艦發港　天城艦は食品積入のため今六日仁川拔錨、所安島を經て長崎に回艦の答あり

(以上本年六月六日官報)

○十九年東京府虎列剌　警視廳に於て調査せる昨十九年東京府下虎列剌流行記事摘要左の如し

昨春來京都大阪兩府及兵庫縣に於て虎列剌流行の兆あり東京府下に於ても病毒侵入又は昨年の殘毒發生の虞あるに由り警め之が豫防に着手し五月以來市街其他病毒萌生の虞ある場所には下水溝渠の浚渫改修厠圊芥溜の掃除修理を命じ汚水汚物を排除する等極めて一般の清潔に注意し飲食物攝生方等を諭達し井側に修理を命じ飲水の撰用を懇諭し販賣食物に覆蓋を設けしめて蒼蠅の點集を防ぎ吐瀉の病に罹りたる患者は其何たるを問はず主治醫又は地主家主人等より屆出を爲さしめ旅人宿劇場寄席等には特に注意法及居室厠圊の清潔方を命じ檢疫船を派して神戶大阪其他該病流行地より來航する船舶に檢査を施す等豫防の方法を施行し專ら豫防に着手せしめたるに六月七日麻布新網町一丁目に一名の患者を出し同十日日本橋上槇町に一名同十三日四谷區麴町十三丁目北豐島郡長崎村に各一名の患者を出せしに依り本廳內に檢疫事務所を置き益々豫防消毒法を嚴重施行せしも病勢漸次增加の勢あり亦神奈川縣橫濱港に於て傳染性虎列剌發生に付外には水陸九箇所に檢疫所を設けて當府と他府縣との間に該病者の出入を防止し內には自宅療養不適當の患者は之を入院せしめ死屍は總て火葬に附し吐瀉物に汚染したる物品は消毒又は燒却に附し吐瀉物を投棄し若くは其虞ある厠圊下水芥溜等に消毒掃除又は取毀燒却の手續を施し病家に充分の緊密法を行ひ病家・旅等は他人と交通を遮斷し若くは之を他に隔離し自宅療養及遮斷隔離中は之に巡査を附して其取締を爲さしめ患者死屍及排泄物を搭載したる舟車は其載積物品及乘組人共に充分の消毒を行て隔離遮斷の手續を施し患者投身の井戶は病毒到達の虞ある限り浚渫改修若くは埋沒を爲さしめ吐瀉物投棄の河川には該水の使用其他游泳垂釣及船舶の碇泊を禁し患者死屍及排泄物等病院火葬場燒却場に運搬の路は成丈け人家稠密の地に定め且之に巡査を附添はしめ實際檢疫に從事する巡査及之に屬使する人夫は之を了するの都度其草鞋を燒却し身體衣服に沐浴消毒を受けしむる等該病に對する一般豫防消毒の方法を嚴重に施行せしは勿論上水(伏樋を設けざる所を云ふ)に在りては上流水路近傍の村落に患者發生せしを以て取締の爲め多摩川神田千川の三上水に巡査の數を增して嚴に觀察を爲さしめ貧民[illegible]再三豫防の方法を[illegible]し管內に多數の患者を出せる警察署には一名若くは二名の臨時檢疫醫を[illegible]し虎列剌に疑ある患者及死屍を一々診斷せしめ密行探偵を[illegible]して患者の隱蔽を摘發し虎列剌にあらざるも吐瀉の病に罹れる貧民は之を施療に屬せしめ病家及其近傍に於て販賣する飲食物は實況により其現品を燒却に附し劇場の如きは臨機以て其の興行を停止し又祭禮に山車踊屋臺等を昇出すを禁じ古着及襤褸を他府縣へ輸送するを禁止し火葬場及排泄物燒却場は巡査を派して死屍排泄物の取締を嚴ならしむる等苟も豫防消毒に必要と認むるものは事の細大を問はず實施したるに府下人口の夥多なるに從ひて衞生豫防の方法も或は普く[illegible]にして之を顧るに遑あらざる者亦少しとせず加ふるに炎暑日に增し[illegible]生冷物の誘因に好機を與ふると實に少なからざりしに由り七月十五日頃より頻に患者の數を增し病勢益々猖獗を極めんとするの色あるを以て此日本廳內に檢疫本部を置き專ら病毒の撲滅を計りたりしも病勢仍ほ挫折の色なく患者を出だすこと日に益々多きを加へ東京府下も亦遂に八月七日を以て虎列剌流行地と認定せらるゝに至りたり玆に於てや更に一層の注意を加へ患者稍々發生するの地には或は其一町を畫し或は其一部を限りて家屋內外に一大掃除を施行し各戶厠圊芥溜等は勿論床下に至るまで消毒の上更に充分に消毒藥を撒布し就中貧民群居不潔の簇の地には之に加ふるに各戶屋內に燻蒸法の施行を以てし又飲用水不良の虞ある部分には其飲用を禁して之に上水を給與する等嚴密なる豫防法を執行したりしに病勢稍退縮の途に就き十月十六日頃より大に其數を減じたるを以て十月二十八日流行地の認定を解かれ爾後日を追ひて患者減少一日纔に一兩名に止りたるに由り十一月廿五日檢疫本部を閉鎖せり抑ふ當府下は庶民東西より輻湊し家屋櫛比其間に雜踏を極むるのみならず府下諸所に散在する細民群居の場所に至りては家屋殊に密接狹小にして其不潔言狀すべからず加ふるに發病の場合に際しては甚だ入院を忌嫌し自己の生命をも顧みず他人の患害をも慮らず[illegible]一の僥倖を試みて成べく其病狀を隱蔽するの情況ありしに由り若し未だ該病の發生せざるに先ちて消毒豫防の方法を實施し既に發生するや嚴密の方法を以て其撲滅に從事せしにあらずんば其慘狀恐らくは今日の觀に止まらざりしに府下人口百三十萬千有餘人中該病に罹りし者一萬二千三百に滿たずして終熄を告ぐるに至りたるは豫防消毒の効亦與りて力あると蓋し少小にあらざるなり今又本年の流行に係る記事の大略を揭ぐれば左の如し

○○○○○

發熄の月日　六月七日に發し十二月十四日に至りて病毒全く撲滅す其經過日數百六十一日

○○○○○○○○○○○

病毒發生の原因及感染の媒介　本年當府下に於て虎列剌の發生するや一は流行地方より病毒を輸入するに由り一は原因不明なりと雖ども土地の不潔大氣の不良炎熱の氣候飲料水の不適不良の生活等之が誘因となりて其繁殖を遂くし間接或は直接に依りて其病毒に感染し爲に逐次傳播せしものゝ如し就中當時患者の[illegible]地に就きて傳染の系統の明なるものを擇び之が例證を擧ぐれば[illegible]方止宿三河縣平民田中サダなる者七月八日橫濱を經て上京し[illegible]日前所に於て發病し次て同人に觸接せし者兩人に傳染せり七月十三日本所區緑町一丁目六番地西村市郎は虎列剌に罹り次て看護交通或は同家より贈りし食物を喫する等に由りて漸次二十八人に傳染せり但し西村市郎は發病前橫濱に行きし者なりと又た同月[illegible]區今戶町二百四十二番地戶塚七五郎は虎列剌に罹り看護交通或は厠圊を同くせしに由りて逐次十五人に傳染せり七月三十日日本橋區蠣殼町二丁目十三番地伊藤平次郎方同居秋田ユキ虎列剌に罹り同居人三名患者の家に交通せし者一名に傳染せり八月二日日本橋區松島町二十一番地橫山ヨシ虎列剌に罹り[illegible]中に排泄物を投棄せしに由りて厠圊を共にせし者八名に傳染せり八月四日同町十六番地加藤セイ虎列剌に罹り排泄物を下水中に投棄せしに由りて同居居住の者六名に傳染せり八月六日蠣殼町二丁目十五番地大島ハル虎列剌に罹り同居八名患者の家に交通せし者一名に傳染せり南品川宿は七月六日千葉縣東葛飾郡南山田村黑川梅吉なる者橫濱に於て虎列剌に罹り歸路途中に於て死亡せしを其儘人力車にて同所に送り來りたるに其因し爾來近傍に多數の患者を發せり羽田村は七月二十三日同村千百三番地水上シヅなる者橫濱より歸り虎列剌症にて即日死亡せしに其因し次て其母に感染し爾來其近傍に數患者を發生せり以上列擧する所の[illegible]町緑町今戶町蠣殼町松島町品川宿羽田村の如きは事ら貧民居住の地にして土地不潔家屋狹隘大氣流通の不良飲料水の不良等の生活等惡疾を誘起すべき諸因悉く具はるを以て豫防消毒其法を盡すと雖ども遂に病毒の蔓延を防止する能はずして其猖獗を逞くせしものゝ如し而して前顯西村市郎黑川梅吉水上シヅの外病毒は飲食の不攝生等に由り病毒に感染の形跡明了なるもの夥多ありと雖一々枚擧に遑あらざるを以て之を略す

○○○○

流行の進路　六月七日麻布區新網町一丁目に一患者を發し同十日日本橋區上槇町に一名同十三日四谷區麴町十三番地に一名北豐島郡長崎村に一名同十四日京橋區南小田原町に一名同十五日本鄕區湯島[illegible]町本所區北新町に各一名同十六日芝區濱松町下谷區[illegible]町に各一名を發生し同十八日深川區松村町に[illegible]同十九日神田區元柳原町淺草區向柳原町に移り同二十日には轉じて小石川區雜司ヶ谷村に同二十一日南葛飾郡下平井村に同二十七日南豐島郡下澁谷村に同二十九日東多摩郡下井草村に至り七月六日牛込區通寺町荏原郡馬込村に同十三日[illegible]區有樂町に同十八日南足立郡元木村に同二十一日赤坂[illegible]町に發生し逐日各區郡町村に傳播せり

○○○○○

流行の區域　管內十五區六郡の內流行したる町數[illegible]七十六町村數二四十五箇村にして東西七里南北八里十五區六郡の內流行せざる町數二百十六、村數二百三あり

○○○○○

傳染の緩急　初發六月七日より同十三日の一週間新患四人死亡一人次週には新患十三人死亡七人第三週には新患七人死亡十八人第四週には新患十八人死亡六人爾來患者漸次に增加し七月十九日より同廿五日の一週間には新患四百八人死亡三百八十一人を出し八月二日より同八日の一週間には新患千六十一人死亡七百八十六人八月二十三日より同二十九日の一週間には新患千七百七十九人死亡三百八十二人を出だすに及べり而して病勢最高潮を極めたるは八月卅日より九月五日の一週間にして此間新患者を出すと二千九十八人死亡千六百六十六人の多きを致したり此より病勢漸く衰退の途に就き九月二十日より同二十六日の一週間には新患四百十七人死亡三百七十八人十月十一日より同十七日の一週間には新患九十二人死亡八十八人に下り十月二十五日より同三十一日の一週間には新患者二十六人死亡二十三人に減少し爾後日を追ひて[illegible]十一月一日より同七日の一週間には新患[illegible]人死亡二十人同八日より十四日の一週間には新患八人死亡四人同十五日より二十一日の一週間に
は新患九[illegible]
七四人死[illegible]
人に止り[illegible]

○帝國大[illegible]
然れども[illegible]
古人稱の[illegible]
れば云は[illegible]
のは自世[illegible]
らざるも[illegible]
次は未聞[illegible]
ども廣告[illegible]
演述した[illegible]
にて天下[illegible]
校出身に[illegible]
歐洲各國[illegible]
ざ各々其[illegible]
の緊あり[illegible]
猶は北獄[illegible]
と多し今[illegible]
學才ありと[illegible]
異同われ[illegible]
國其揆を[illegible]
力時間を[illegible]
被むる爲[illegible]
一時の僥[illegible]
を同じふ[illegible]
可らざる[illegible]
容易ふ発[illegible]
て発非の[illegible]
其地に安[illegible]
なし一方[illegible]
ともなく[illegible]
云々と述[illegible]

○醫學士の[illegible]
の並び起[illegible]
く各府縣[illegible]
來る者引[illegible]
七十國よ[illegible]
陸續諸學[illegible]
所多くな[illegible]
も下ましく[illegible]
と得るに至[illegible]

○水雷火船[illegible]
は此程水雷[illegible]
明したる水[illegible]
同氏が曾て[illegible]
度び試驗[illegible]
國に於て試[illegible]
ち然々之を[illegible]
を米國に遣[illegible]
を爲ま遠か[illegible]
事に付き或[illegible]
歷を聞くに[illegible]
爲したる時[illegible]
を單艦の砲[illegible]
の模樣を圖[illegible]
て各國の海[illegible]
て之と模造[illegible]
間に之を顧[illegible]
由なく如何[illegible]
みと能はざ[illegible]
及ばせさる[illegible]
るを以て覆[illegible]
轍と攘撲す[illegible]
しく疾必し[illegible]

今般火災保險會社創立事務所ヲ蠣殼町十二番地(舊三菱會社爲換店跡)ヘ設置ス此段廣告致候也

火災保險會社創立員

●ナッタルスタンダルト字書
●カッセル氏英佛英對譯字書
●カッセル氏獨英英獨對譯字書
●ロングマン佛英英佛對譯字書

本日着京元數寄屋町二丁目對鶴館ニ投宿
此段辱知諸君ニ拜告
廿年六月六日　藤井清

今般北海道[illegible]
數稻製[illegible]會[illegible]
ノ業ニ從事[illegible]
但社長取締[illegible]